

事業者が実施しなければならない教育のご案内

○ チェーンソー(伐木等の業務)特別教育(法定教育)

○ 刈払機取扱作業安全衛生教育(労働基準局長通達教育)



(伐木等の業務に係る特別教育 安衛則第36条第8号・第8号の2)



(刈払機取扱作業に対する安全衛生教育 平成12. 2. 16 基発第66号)



林業・木材製造業労働災害防止協会 埼玉県支部

お問い合わせ先 電話番号 048-822-2569 FAX番号048-824-0720